

地域・職域連携と健康経営の推進について

ヘルスケア・デジタル研究部 主任研究員 横田 直喜

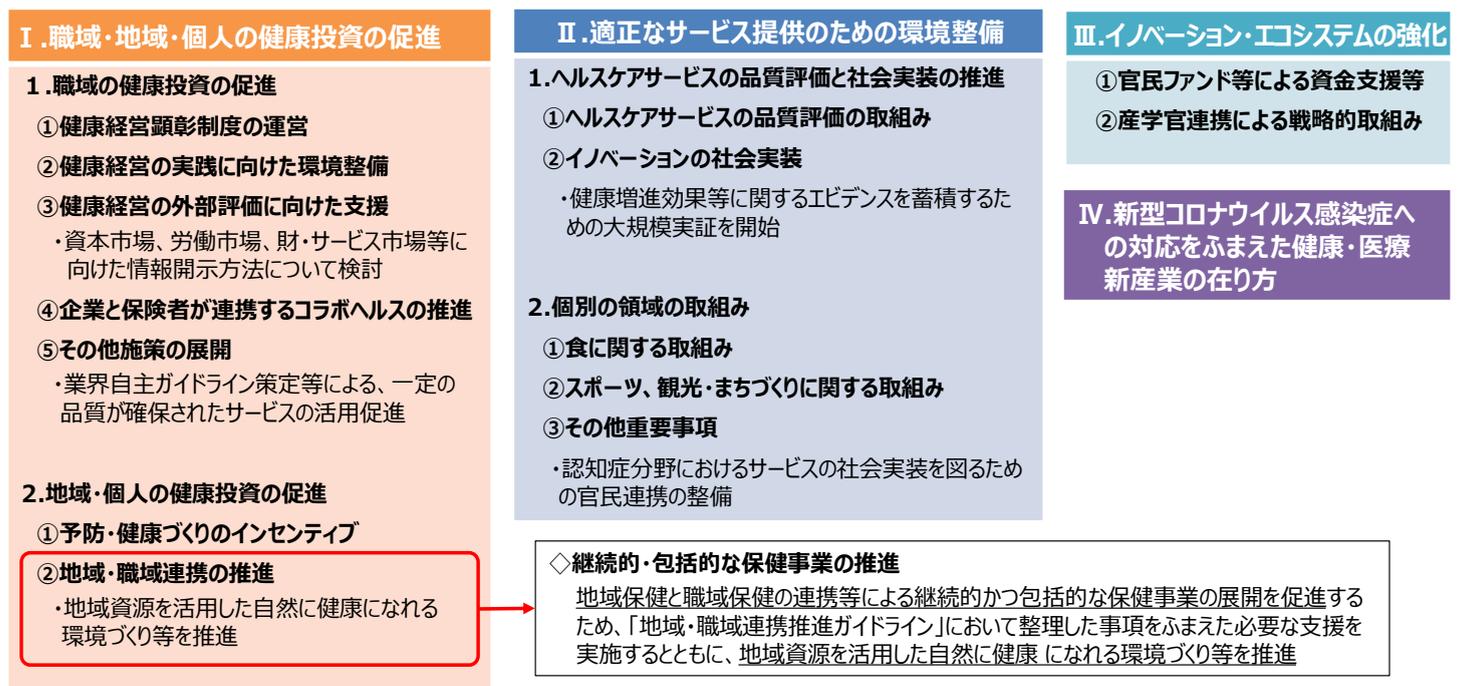
1. 地域全体の健康づくりには地域保健と職域保健の連携が重要

健康寿命の延伸および生活の質の向上のためには、地域、職域それぞれにおける健康増進への取組みに加え、地域と職域が連携した包括的な保健事業を展開していくことが重要とされる。厚生労働省は2005年から地域・職域連携を推進しているが、都道府県等ごとの取組みに差が生じていることから、2019年9月に「地域・職域連携推進ガイドライン」(以下、ガイドライン)を改訂。都道府県および二次医療圏^(注)に設置されている地域・職域連携推進協議会の効果的な運営と取組みにつながる必要な事項を整理のうえ、自治体にとり組強化を求めており、今後、地域・職域連携の推進の動きが活発化する可能性がある。

また、経済産業省が2020年12月に公表した「健康・医療新産業創出に向けた『アクションプラン2020』」は、I. 職域・地域・個人の健康投資の促進、II. 適正なサービス提供のための環境整備、III. イノベーション・エコシステムの強化、IV. 新型コロナウイルス感染症への対応をふまえた健康・医療新産業の在り方の4つで構成され、その中で「地域・職域連携」が推進事項として掲げられている。(図表1)

(注) 二次医療圏は、高度・特殊な医療を除く一般的な保健医療需要に対応する区域であり、複数の市区町村で構成される場合が一般的。2020年9月現在で335の区域がある。

図表1 健康・医療新産業創出に向けた「アクションプラン2020」の概要



出所：経済産業省「健康・医療新産業創出に向けた『アクションプラン2020』」(2020年12月9日公表)をもとに当研究所作成

2. 地域・職域連携における自治体の推進事項と企業の役割

2019年9月改訂のガイドラインでは、特定健診保健指導、データヘルス計画、健康経営、働き方改革等をふまえた新たな地域・職域連携の在り方、都道府県・二次医療圏協議会の効果的な運営方策に向けた事務局機能の強化、具体例などが示された。

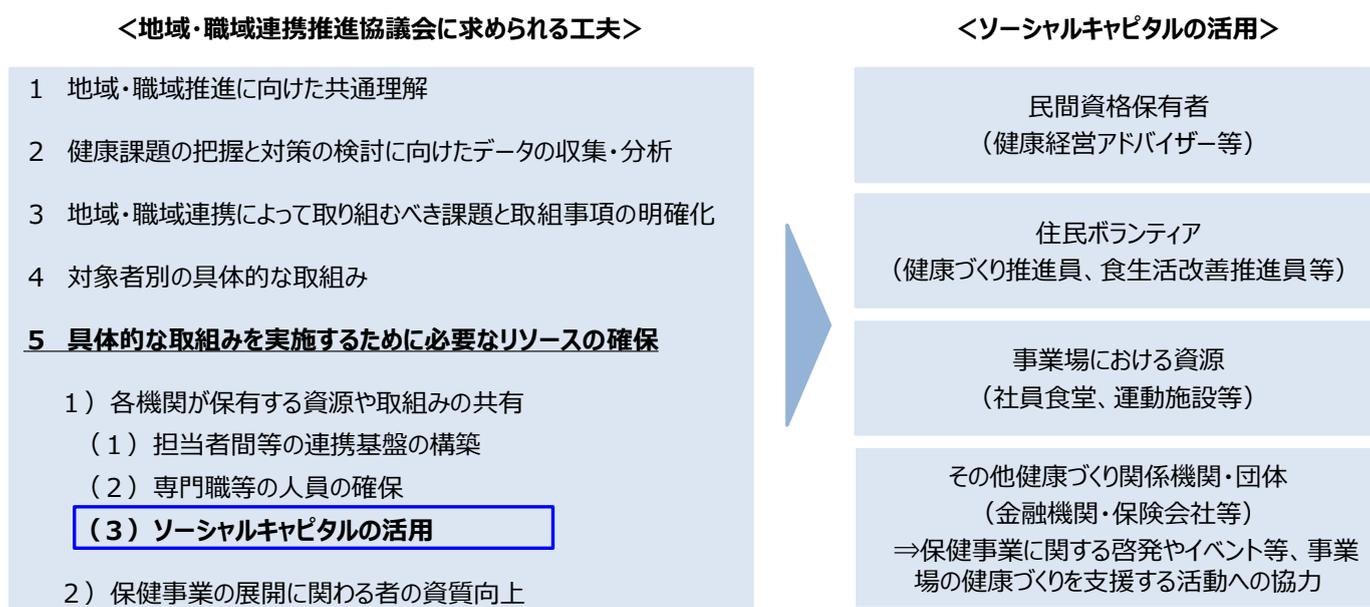
ガイドラインに基づけば、自治体(地域・職域推進協議会等)は、関係者が連携し、住民の健康寿命の延伸に向けた具体的な対策の検討・実施をする際に、形式的な協議会の開催ではなく、各地域の健康課題を明確化し、管内全体の目標、実施方針、連携推進方策等を十分に協議することが必須と考えられる。また、各関係者の役割・期待の明確化による積極的参加や他の関連組織との連携によるさらなる効果的な運営、リソースの相互共有・活用の促進、効果的な事業展開に向けたデータ活用などの推進が望ましい。

リソース確保の工夫の一つとして、ソーシャルキャピタル(地域に根差した社会関係資本等)を活用することに言及している。ソーシャルキャピタルとしては、住民ボランティア(健康づくり推進員、食生活改善推進員等)や事業場における資源(社員食堂、運動施設等)の活用、健康づくり関係機関として金融機関・保険会社等が挙げられている。

(図表2)

また、①自社で重点的に取り組むべき健康課題の把握、②従業員に向けた地域保健に関する情報提供、③地域保健関係者と共同した健康関連イベントへの協力、④企業が保有する運動施設等の地域への提供が、職域に期待される役割とされている。

図表2 自治体に求められる工夫とソーシャルキャピタル活用



出所：厚生労働省「地域・職域連携推進ガイドライン」をもとに当研究所作成

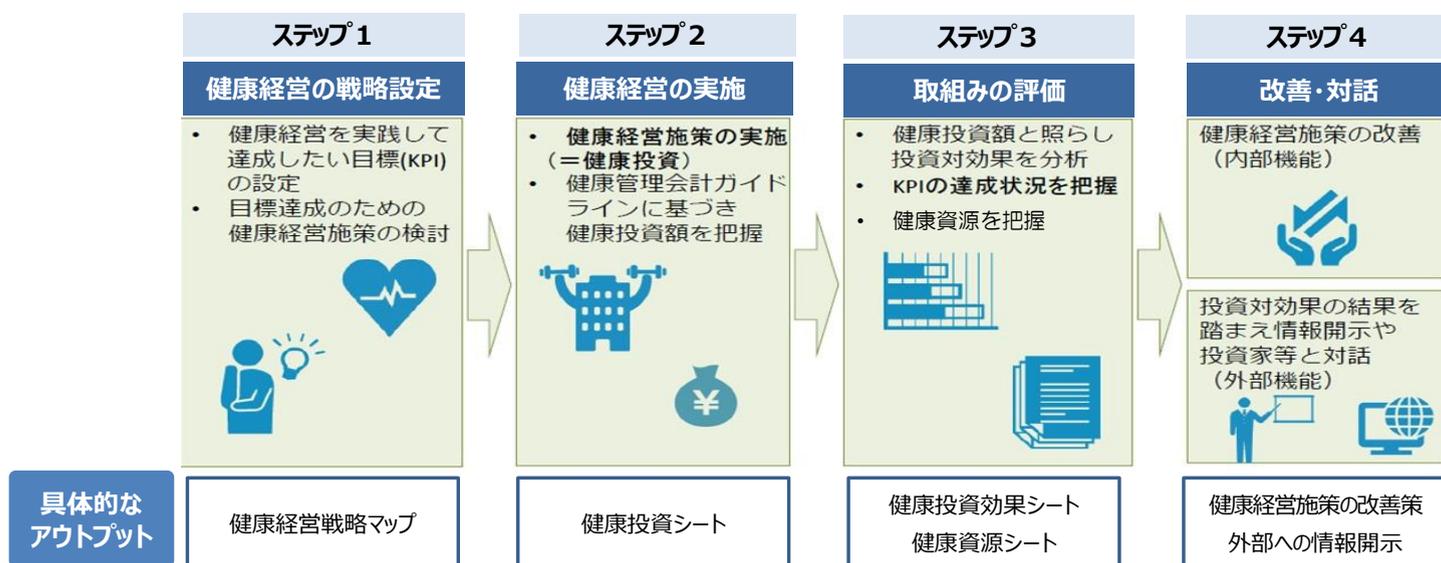
3. 職域における健康経営の高度化

このように、地域・職域連携推進のためには、県・市町村等への企業の協力だけでなく、企業自体が健康経営に積極的に取り組むことが不可欠と言える。自治体によっては、独自の健康経営認定制度、インセンティブの実施、企業への普及啓発や取組支援を実施しているが、企業がこれらのサポートを活用しつつ、自社の健康課題をふまえた具体的な取組みが求められている。

その取組みを推進するためには、2020年6月に経済産業省が公表した「健康投資管理会計ガイドライン」が参考になると考える。これは、健康投資や投資効果を「見える化」し、健康経営をより効果的に実施するための考え方

や手法を示したもので、①健康経営戦略の設定(目標設定、健康経営施策の検討等)、②健康経営の実施、③取組みの評価(目標達成状況の把握、健康投資効果の分析等)、④改善・対話(改善策の検討、外部への情報開示)の4つのステップでPDCAを回していくものである。今後、健康経営の高度化に向けて、上記手法を活用した取組みを行なう企業が拡大していく可能性がある。(図表3)

図表3 健康投資管理会計ガイドラインを用いた健康経営実践のプロセス



出所：経済産業省「健康投資管理会計ガイドライン」(2020年6月12日公表)、次世代ヘルスケア産業協議会第24回健康投資WG資料(2020年7月16日)をもとに当研究所作成

※本レポートは、明治安田総合研究所が情報提供資料として作成したものであり、いかなる契約の締結や解約を目的としたものではありません。掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。掲載された情報を用いた結果生じた直接的、間接的トラブルや損失、損害については、一切の責任を負いません。またこれらの情報は、予告なく掲載を変更、中断、中止することがあります。

●照会先●

株式会社 明治安田総合研究所

〒102-0073 東京都千代田区九段北 3-2-11 TEL03-6261-6411